

治癒証明書(その他の感染症)について

新型コロナウイルス・インフルエンザはこの様式ではありません

学校感染症は、学校保健安全法第19条の規定により、本人の休養と感染の拡大を防ぐため、出席停止の措置をとることになっています。医師の指示に従い、ご家庭で十分休養してください。
切り取り線部分を医師に記載していただき、再登校初日に担任へ提出してください。

その他の感染症(新型コロナウイルス・インフルエンザ以外)に罹患した場合の出席停止の判断、または再登校の時期については医師の指示に従ってください。

その他の感染症の病名

[第2種]百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、…等

[第3種]溶連菌感染症、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎(ノロ・ロタなど)…等

きりとり線

治 癒 証 明 書

_____年 _____組 氏名 _____

病名: _____

上記の学校感染症は治癒し _____月 _____日より登校可能と認めます。

(加療期間 _____月 _____日 ~ _____月 _____日)

令和 _____年 _____月 _____日

学 校 長 殿

医療機関名

医師氏名 _____ 印